千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）におけるキャンパス・ハラスメント及び性暴力等（以下「キャンパス・ハラスメント等」という。）の防止及び排除のための措置並びにキャンパス・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための措置（以下「キャンパス・ハラスメント等の防止等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（キャンパス・ハラスメント等の定義）

第２条　この規程において、「キャンパス・ハラスメント」とは、本学の学内又は学外において、本学の教職員、学生等、監督者及び関係者（以下「教職員学生等」という。）が、他の教職員学生等に、次に掲げるハラスメントにより、就労又は修学の環境を悪化させること並びにその対応によって不利益を被らせることをいう。

（１）　セクシュアル・ハラスメント　教職員学生等が、相手方の意思に反する性的言動により、他の教職員学生等を不快にさせる行為をいう。

（２）　アカデミック・ハラスメント　教職員が、教育・研究上の権力関係又は上下関係等に基づく不適切な言動により、他の教職員学生等に就労上若しくは修学上の障害を生じさせる行為をいう。

（３）　パワー・ハラスメント　教職員が、他の教職員学生等に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をいう。

（４）　妊娠、出産又は育児休業等に関するハラスメント　教職員学生等が、妊娠若しくは出産に関する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、他の教職員学生等に対して、就労上又は修学上の障害を生じさせる行為をいう（業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、就労上又は修学上の必要性に基づく言動によるものを除く。）。

（５）　その他のハラスメント　教職員学生等が、相手の意に反する不当な要求や圧力等によって、他の教職員学生等の人権を侵害する行為をいう。

２　この規程において、「性暴力等」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

（１）　教職員学生等が理由及び相手との関係性を問わず、同意のない性的な行為を強要する行為

（２）　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第５７号）

第２条第３項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為

（その他用語の定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

（１）　教職員 本学に就労する教員、事務職員（非常勤の者を含む。）をいう。

（２）　学生等 本学に修学する学生、科目等履修生、研究生等をいう。

（３）　監督者 教職員を監督する立場にある者（他の職員を事実上監督していると認められる地位にある者を含む。）をいう。

（４）　関係者 学生等の保護者、関係業者及び各種実習先等で修学上あるいは職務上の関係を有する者等をいう。

（学長の責務）

第４条　学長は、本学におけるキャンパス・ハラスメント等の防止及び排除のための措置を統括し、キャンパス・ハラスメント等に起因する問題が発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

（監督者の責務）

第５条　監督者は、就労及び修学にふさわしい環境を確保するため、日常の執務を通じた指導を行い、キャンパス・ハラスメント等の防止及び排除するとともに、キャンパス・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（教職員学生等の責務）

第６条　教職員学生等は、キャンパス・ハラスメント等をしてはならない。

（防止対策委員会）

第７条　キャンパス・ハラスメント等の防止等を図るため、キャンパス・ハラスメント等防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

２　防止対策委員会の組織、運営に関しては別に定める。

（相談への対応）

第８条　教職員学生等からなされたキャンパス・ハラスメント等に関する相談（以下「相談」という。）に対応するため、相談を受ける教職員（以下「相談員」という。）を置き、相談員が相談を受けるのに必要な体制を整備するものとする。

２　前項の相談には、キャンパス・ハラスメント等による被害を受けた本人からのものに限らず、次のものを含む。

（１）　他の者がキャンパス・ハラスメント等をされているのを見て不快に感じる教職員学生等からの申出

（２）　他の者がキャンパス・ハラスメント等をしている旨の指摘を受けた教職員学生等か

らの相談

（３）　キャンパス・ハラスメント等に関する相談を受けた監督者からの相談

（相談員の構成）

第９条　相談員は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）　看護学科教員　３名

（２）　栄養学科教員　２名

（３）　歯科衛生学科教員　２名

（４）　リハビリテーション学科理学療法学専攻教員　２名

（５）　リハビリテーション学科作業療法学専攻教員　２名

（６）　事務局職員　１名

（７）　その他学長が必要と認めた者　男女各１名

２　前項（１）から（６）までに掲げる相談員は学長が指名する。

３　相談員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

４　相談員は、相談があった場合、相談者の立場と状況に十分留意し、相談者に必要かつ適切な助言を与えるとともに、相談者が防止対策委員会への申し立てを望む場合は、申し立ての内容及び希望する措置を確認のうえ、本人の同意を得て防止対策委員会に文書で報告しなければならない。

５　相談員は、相談があった場合、相談の傾向及び件数の把握のため、前項とは別に、個人情報を除いた相談概要を、防止対策委員会に報告しなければならない。

６　相談員は、原則として二人体制で対応するものとする。

（調査委員会）

第１０条　防止対策委員会は、前条第４項の報告を受けた場合、キャンパス・ハラスメント等の事実関係調査のため、必要があると認める場合はキャンパス・ハラスメント等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

２　調査委員会の組織、運営に関しては、別に定める。

（キャンパス・ハラスメント等に対する措置）

第１１条　防止対策委員会は、調査委員会の報告に基づきキャンパス・ハラスメント等の事実関係があり、処分及び改善策が必要であると認められた場合は、その内容を学長に報告するものとする。

２　学長は、防止対策委員会からの報告に基づき、必要な措置を講じるものとする。

３　防止対策委員会からの報告のうち、その内容がかなり深刻で、信用失墜行為や全体の奉仕

者たるにふさわしくない非行に該当すると判断した場合、学長は県の人事部門に報告するものとする。特に教職員が学生等に対して行うセクシュアル・ハラスメント及び性暴力等については厳正に対処する。県の人事部門は、報告内容に応じて懲戒処分を含む措置を講ずることになる。

（プライバシー等の保護）

第１２条　防止対策委員会委員、相談員及び調査委員会委員は、キャンパス・ハラスメント等の対応に当たっては、当事者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その責務を離れた後も同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

第１３条　教職員学生等は、キャンパス・ハラスメント等に対する相談の申出、当該相談に係る調査への協力その他正当な対応をした教職員学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

（補則）

第１４条　この規程に定めるもののほか、キャンパス・ハラスメント等の防止等に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成２２年４月２日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。